

7. 8. 12
4149

① 神岡製陶工場争議

吉野郡市東山(定) 車大跡五等下(定) 東(吉野町)

常務理事
労働課
労働者 一(女) 男一(三) 女一(三) 解(四) 一(系)

事務主任
人事課

七月の賃金 割乃至 割五分方(迄)下並ニ職工三名ノ解雇

際支ヲナシタニ因リ職工側ハ即時セガ撤回ヲ要求セシモ

拒セザリシヲ以テ翌二日ヨリ四時業ニノリシガ初三三日迄

欠付薪ノ迄早急解決

要求事項

賃金復元